

データセンター要件

1. 建物	
1-1	日本国内に所在し、データセンターの周囲半径100メートル以内に消防法による指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備がなく、隣接建物から延焼防止のために、十分な距離が保たれていること。
1-2	建築基準法の規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び水の被害を防止する措置が施されていること。
1-3	震度6強クラスの地震発生時にもサービス提供可能な耐震又は免震構造であること。
1-4	JIS規格に準拠した避雷設備及び、IEC(国際電気標準会議)の内部雷保護システムに対応した雷対策を講じていること。
1-5	自動火災報知設備、消火設備、非常照明設備が設置されていること。

2. セキュリティ	
2-1	建物の出入り口に防犯対策が講じられていること。
2-2	情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001) 及びクラウドサービスセキュリティ (ISO/IEC27017) 適合性評価制度の認定を受けていること。
2-3	個人レベルでの認証機能または、有人警備によるセキュリティが施されていること。
2-4	データセンターは24時間365日の有人による入退室管理が施され、入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備 (ICカード等) により、事前に許可された者のみが入館できるよう入退館が管理されていること。
2-5	本市が必要とする場合に、本市システム管理担当職員及び本市の指定する事業者の建物への入館を許可すること。

3. サーバ機器及びネットワーク	
3-1	外部からデータセンター内の通信回線には、ファイヤーウォール等を設置し、強固なセキュリティを確保すること。
3-2	データセンター内のサーバ機器、通信機器及びネットワークは冗長化すること。
3-3	現行システムの応答時間と遜色ない通信速度を確保すること。また、将来的にデータ量が増加することを考慮すること。

4. サーバルーム	
4-1	サーバルームのラックは、鍵付きラックを使用すること。

4-2	サーバールームの出入り口は、非常口を除き、階段、廊下等建物共用部から直接入れない位置に設けていること。
4-3	サーバールームの出入り口には、生体認証による入退室管理システムを設置し、不正侵入等に対する監視及び管理処置等の防止措置が施されていること。
4-4	サーバールームは、設置機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガス（窒素ガス）の消火設備を設置していること。
4-5	屋外側の窓、外壁、天井及び床からの水の浸入が無いこと。
4-6	サーバールーム内には監視カメラが設置され、サーバールーム内を監視及び記録することができること。
4-7	室内の環境は、腐食性ガス、振動、塵埃が発生しないこと。
4-8	防湿、防塵対策が施されていること。
4-9	フリーアクセス床上の床加重が700kg/m ² 以上であること。

5. 電力設備

5-1	サーバールームの電源設備容量は、機器の負荷を考慮して余裕を持たせること。
5-2	電源会社から2系統以上（本線・予備線）で受電していること。
5-3	電源供給設備は多重化されており、24時間365日電源の安定供給が可能であること。
5-4	無停電対策として、電源が冗長化されており、UPSが設置されていること。
5-5	商用電力の供給が停止した場合、非常用自家発電設備により停止から1分以内（この間はUPSから電力供給）に電力が供給できること。
5-6	自家発電設備は、無給油で24時間以上連続運転可能であること。
5-7	サーバールームの受電容量以上の非常用自家発電設備等が設置されていること。
5-8	非常用照明及び誘導灯が設置されていること。

6. 空調設備

6-1	サーバールームには、室内の負荷発熱に対応した空調能力のある24時間365日連続運転が可能な複数台の空調機が設置されていること。
-----	---

6-2	サーバールームには、専用の空調システムにより、温度及び湿度が一定に保たれるような設備が備わっていること。
-----	--

7. 保守

7-1	監視ソフト等により、サーバやネットワーク機器の稼動状況を常時監視し、一日一回は目視による監視を行うこと。
7-2	パッケージシステムのバージョンアップ等のシステム保守作業は、システムの運用に支障のないように実施すること。